

広島県告示第三百四十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十二年四月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
府中メンタルクリニック	安芸郡府中町大通り二丁目八二二一	精神通院医療	心療内科、精神科	矢野 栄一	平成二十二年四月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
和田薬局	三原市和田二丁目二一一	精神通院医療	平成二十二年四月一日
菜の花薬局	福山市神辺町川南三二四三七	精神通院医療	平成二十二年四月一日
有限会社グリーン薬局	福山市千田町三丁目三四二八	精神通院医療	平成二十二年四月一日
天下橋薬局船町店	福山市船町一三三三	精神通院医療	平成二十二年四月一日
株式会社こはる薬局	福山市駅家町万能倉九一〇一四	精神通院医療	平成二十二年四月一日
湯浅薬局	福山市西深津町六丁目一三一七	精神通院医療	平成二十二年四月一日
だいたい薬局したみ	東広島市西条町下見四四八二一	精神通院医療	平成二十二年四月一日